

2014年 8月14日

郵政ユニオン 交第1号

日本郵政株式会社

取締役兼代表執行役社長

西室 泰三 殿

郵政産業労働者ユニオン

中央執行委員長 日巻 直映

期間雇用社員の最低賃金引き上げに関する要求書

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会は、7月29日、2014年度の地域別最低賃金の目安額を決定しました。地域ごとにA～Dに分けられAランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円の引き上げで、全国加重平均は16円引き上げて780円となっています。

しかし、アベノミクスのインフレ政策と消費税増税により、消費者物価指数は3%台後半と大幅に上昇しています。今回の目安では加重平均で2.09%のアップとなりますが、これでは物価上昇に追いつかず、実質マイナスの改定です。そして、2010年に政府、経済団体、労働団体との間で交わした「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」という「雇用戦略対話」の合意からも大きくかけ離れています。また、目安通りの改定となれば、最高と最低の格差が現在の205円から211円とさらに広がってしまいます。賃金格差が人を流出させ、地域経済を一層落ち込ませることになります。

日本国憲法第25条では「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めています。私たちは、この主旨に沿って最低賃金を引き上げ、地域間格差をなくす「全国一律最低賃金制度」にすべきと考えます。

日本郵政グループにおいては、社員の約半数が期間雇用社員であり、仕事や責任は正社員と同様のまま、今日の郵政事業を担っています。しかし、平均給与は正社員の3分の1という低賃金の実態に置かれ、地域によって賃金格差が生じています。

郵政ユニオンが行った2014 春闘アンケートでは、勤続年数3年以上が63%を占め、「会社からの収入が主な生活費になっている」との回答が前年度を上回り76.8%になっています。生活実感では「かなり苦しい」「やや苦しい」の合計が67.9%となっており、郵政職場で働き続けているが生活が苦しい状況が表れています。

日本で最大の期間雇用社員を雇用している日本郵政グループ各社が、期間雇用社員の厳しい生活実態を直視し、慢性的な要員不足を解消し、安定した事業運営を確保するために、全国一律最低賃金制度の確立と最低賃金の引き上げをはかることは緊急の課題です。したがって、以下の要求書を提出するので誠意ある回答を求めます。

- 1 期間雇用社員の基本給を全国どこでも1200円以上とすること
- 2 期間雇用社員の基本給は「地域別最低賃金プラス20円」の20円を100円に引き上げること
- 3 基本賃金にしめる職務加算額は、外務職務については増額するとともに内務職務におけるゼロ支給を見直すこと
- 4 期間雇用社員の区分別、男女別人数を明らかにすること
- 5 年間収入ダウンとなる勤務時間、勤務日数の削減は行わないこと

以上